

開催日程

区分	受付	式典	対象者
第1部	午前9時	午前10時	二中卒業生 干潟中卒業生
第2部	午後1時	午後2時	一中卒業生 海上中卒業生 飯岡中卒業生 市外中学校卒業生 市外からの転入者

2部構成で開催

令和3年

旭市成人式

令和3年の成人式は、
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、
2部に分けて開催します。
今後の感染症の拡大状況で、
内容の変更や中止をする場合などは、
市ホームページでお知らせします。

期日／令和3年1月10日(日)
場所／東総文化会館大ホール
対象／平成12年4月2日から平成13年4月1日生まれの市内中学校卒業生、市内から市外中学校に通学していた人(市外中学校卒業生)、令和2年10月30日現在で市内に住所がある人(市外からの転入者)
案内状の送付／11月中旬

問い合わせ先
生涯学習課社会教育班

☎55・5727

市税・保険料・使用料など

納付は期限内に

市が実施しているさまざまな行政サービスは、皆さんの納付の積み重ねによって成り立っています。やむを得ない事情で納付に困った場合は担当課に相談しましょう。

納期限内に納付しましょう

市税や保険料など市への納付金は、納期限内での自主納付が原則です。督促状発送日から10日を経過しても納付がない場合は、差し押さえなど滞納処分の対象になります。

「住宅ローンがあるから払えない」「車のローンがあるから払えない」などは、決して滞納の理由になりませんし、納付義務を免れるものでもありません。税金の納付は借金を含む全ての債務より優先されると、地方税法で定められています。

納付に困ったときは相談を

病気や失業、災害、生活困窮などのやむを得ない事情で、納期限内の納付が困難になった場合は、納付計画などの相談に応じています。早めに担当課に相談してください。多重債務などで困っている人は、旭市消費生活センターに相談してください。

納付は口座振替で

市では口座振替による納付を原則化しています。市税、保険料、各種使用料などを納付書で納めている人は、便利で納め忘れのない口座振替に切り替えましょう。

【問い合わせ先一覧】

主な債権の種類など		問い合わせ先
強制徴収公債権	市税・国民健康保険税	税務課収税班 (☎62-5322)
	後期高齢者医療保険料	保険年金課高齢者医療年金班 (☎62-5882)
	保育料	子育て支援課保育班 (☎62-5313)
	介護保険料	高齢者福祉課介護保険班 (☎62-5308)
非強制徴収公債権	下水道受益者負担金・使用料	下水道課管理班 (☎62-5357)
	農業集落排水処理施設使用料	
私債権	市営住宅・雇用促進住宅・駐車場使用料	都市整備課建築住宅班 (☎62-5895)
	学校給食費	旭市第一学校給食センター (☎62-0366) 旭市第二学校給食センター (☎55-2246)
	放課後児童クラブ受託料	学校教育課学務班 (☎55-5724)
	水道料金	水道課業務班 (☎63-9180) 旭市水道お客様センター (☎63-8881)
多重債務に関する相談		旭市消費生活センター (☎62-8019) ※午前9時～午後4時